

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 11 号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和 41 年岩手県規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するもの及び職場適応訓練を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（<u>小学校及び幼稚園</u>を除く。）、同法第82条の 2 に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の 6 第 1 項各号に掲げる施設又は同法第27条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するもの及び職場適応訓練を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（<u>幼稚園及び小学校</u>を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の 6 第 1 項各号に掲げる施設又は同法第27条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。